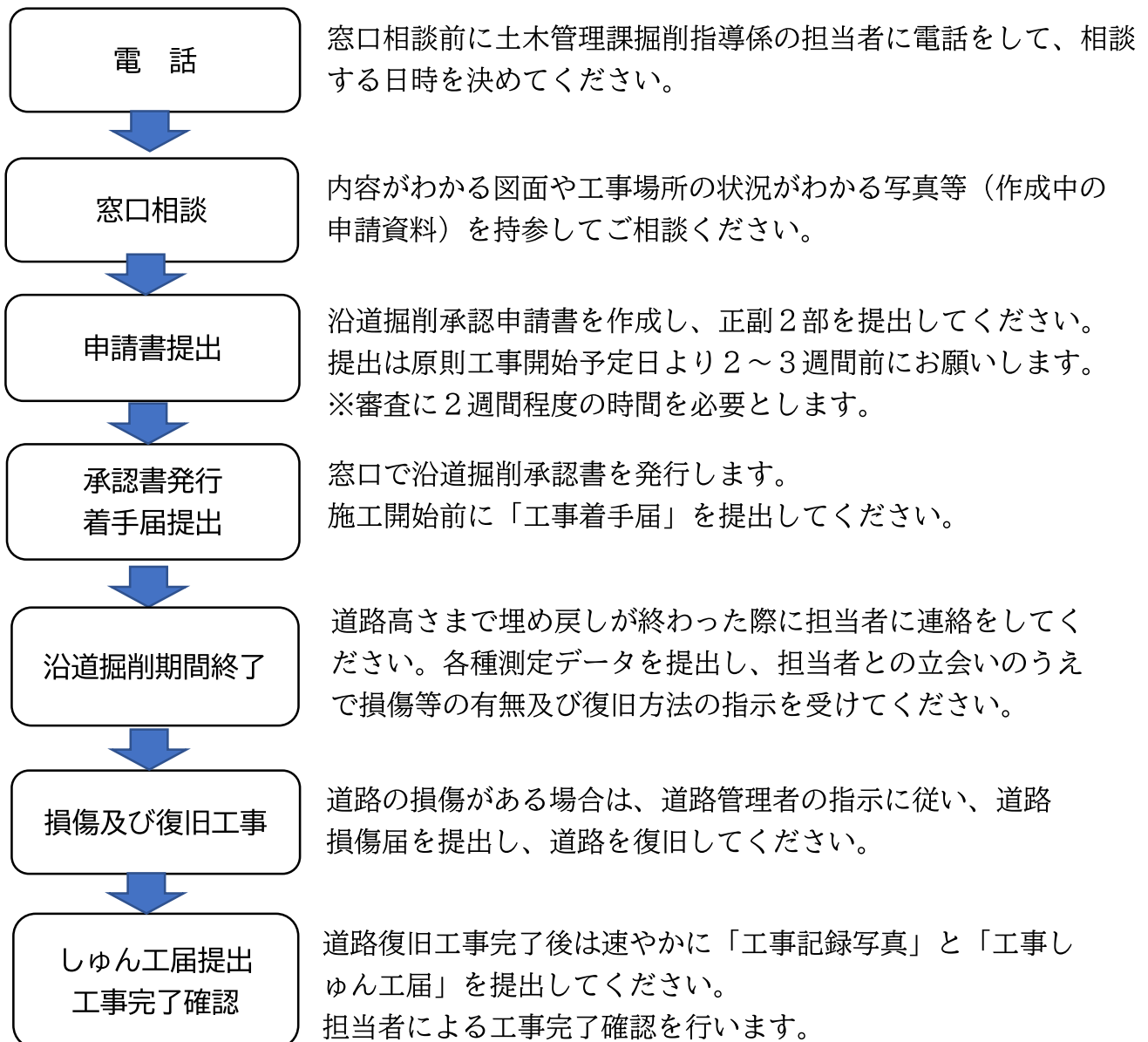


道路の構造に及ぼす損害を予防し、又は、道路の交通に及ぼす危険を防止するために、港区が条例で定める沿道区域での掘削等の行為に関して承認を必要とします。



この工事は、道路管理者の承認を受けて行う工事です。  
不明瞭なことがありましたら、  
担当者が不在の可能性があるので、  
アポイントを取った上ご相談ください。





### 【留意事項】

- 1 沿道掘削申請添付書類は、項目ごとに見出し（インデックス）をつけて正、副2部作成してください。
- 2 添付図面には道路境界確定線を【赤色】線で記入してください。
  - 1) 建築図面（地下、1階平面図、配置図、断面図）には道路境界線と建物外壁面線との離れを記入してください。
  - 2) 仮設平面図、断面図には、道路境界線と仮設山留杭外側の離れを記入し、平面図には掘削深さを記入してください。
- 3 道路境界線と建物外壁面及び仮設山留杭の離れは最低150mmを確保してください。（150mm未満の場合は、土地境界を確定していただく場合があります。）
- 4 申請場所前面の道路に境界確定点がある場合は必ず写真を撮り、引照点図を添付してください。（境界確定点1箇所に対して、構造物等で不動の点【人孔、L形ブロックは不可】を引照点として3箇所以上の不動点を選定し、計測してください。尚、土地境界図又は区域図が座標値で管理されているときは、境界点（P点）ごとに3点以上の引照点（S点）を現地確認ができる場合は、引照点図は省略することができます。）
- 5 山留の最大変位量は、たわみ量が20mm以下となるように計画してください。
- 6 建設工事に際して、建設車両等の出入りがある場合は自費工事承認申請による歩道切下げ及びL形切下げ等の補強工事の承認を受けてください。
- 7 補助工法でディープウェル工法等による地下水位の低下を行なう場合や薬液注入、地盤改良を行う場合は、施工計画書を添付してください。
- 8 建設現場の道路現況水準測定においては、影響範囲外の不動箇所（仮BM）を基準にし、測点は原則として3mピッチとしてください。
- 9 事前相談や申請に当たっては、事前に地区担当者に必ずアポイントを取ってください。
- 10 承認までの審査期間は、2週間程度の時間を必要としますので工事着手時期を考慮して2～3週間前には申請してください。

ただし、連続した国民の祝日や年末年始の期間は休日の日数が加わります。

### 【相談・申請窓口】

街づくり支援部土木管理課掘削指導係 電話 03-3578-2111（代）内線 2302